

Title	ドイツにおける市民的統合と移民組織：ムスリム移民の活動の変容
Sub Title	Civic integration and immigrant organization in Germany : the transformation of Muslim activities
Author	昔農, 英明(Sekino, Hideaki)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2016
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.21 (2016. 7) ,p.3- 17
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：移民の市民的統合の内実：政治社会学的地域研究の視座から
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20160702-0003

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツにおける市民的統合と移民組織

—ムスリム移民の活動の変容—

Civic Integration and Immigrant Organization in Germany

-The Transformation of Muslim Activities-

昔農 英明

1. はじめに

ドイツでは連邦政府主導のもとで移民の市民的統合が行われるようになった。こうした背景には移民が長年にわたりドイツ社会に統合されていないという問題があるとされた¹⁾。ドイツ社会の中で問題視されている主たる移民集団は、宗教的にみるとムスリムであり、エスニック・グループではムスリムの大半を占めるトルコ系移民である。連邦レベルの政治討論やマスメディアの報道のなかでとりあげられるように、移民は同郷人や出身国とのつながりを強化するために、ドイツのマジョリティ社会と接点を持たずにエスニック・コミュニティの中で自閉的に生活し、ドイツ社会との分離をもたらすと批判されてきた。これは移民がドイツ社会のなかにその出身社会と結び付いた独自の社会空間を形成しているという「平行社会（Paralellgesellschaft）」として批判される問題点である。エスニック・コミュニティの存在は移民の受け入れ社会への統合の障害となり、社会を分裂させる要因になると批判された。

エスニック・コミュニティと「平行社会」との関係については、政府や議会での討論、メディアの報道の中で論争点となってきただけではなく、ドイツの学界においても長年にわたって重要な論点であった。例えばアメリカ・シカゴ学派の同化論の影響を受けてきたドイツの社会学者のエッサー（Hartmut Esser）は、エスニック・コミュニティは移住当初におこりうるような移民のアイデンティティ喪失を防ぐ役割を果たし、マジョリティ社会の中で移民が退行できる場所となる点を認めつつも、長期的にみるとエスニック・コミュニティは統合の障害になると論じた。エッサーはコミュニティがあることにより移民が受け入れ社会と接触する機会がなくなり、受け入れ社会の言語、職業教育資格、生活習慣の習得が困難となることで、社会的には排除されると指摘した（Esser 1986, 2009）。

こうしたエッサーの主張と反対の見解を示したものが、エルバート（Georg Elwert）による移民コミュニティに関する古典的な研究であった。エルバートによれば、エスニック・コミュニティは、ある一定条件のもとでは受け入れ社会への統合を促す役割を果たすと論じ、エスニック・コミュニティが果たす統合への役割を積極的に評価した（Elwert 1982）。

これに対してドイツの社会学者のプリース（Ludger Pries）は、移民組織の存在ないしはそうした組織の行為がドイツ社会への統合に寄与するものとなるのか、あるいは統合への障害とな

るのかという二項対立的な把握は、統合問題の実態分析にとって有益とは言い難いと指摘した (Pries 2010)。プリースはその理由として以下の 3 つの点を挙げた。第 1 に移民組織は単一の目標・機能のもとに活動を行っておらず、組織の活動の課題は多元的であり、時間の経過とともに変化する点が捨象されている。第 2 に移民組織の有する利害とそれを取り巻く外的環境、例えば移民受け入れレジームや政治文化などとの相互作用により移民組織の活動は大きく規定される。第 3 に受け入れ国だけではなく出身国や様々な移民組織の利害の影響を受けているという重層的な側面が等閑視されている。以上の 3 つの点を問題点として挙げた (Pries 2010)。

上記のプリースの議論は移民組織の活動の変容をとらえるうえで重要な指摘だろう。多文化的な現実というのは、エッサーやエルバートらが捉えるような移民組織が統合に寄与しうるか否かという二項対立的な構図によって示されるほど単純なものではなく、受け入れ社会と移民組織との関係性はより複雑なものとなっている。移民組織が受け入れ社会との関係性の中で、あるいは移民組織の相互関係の中でどのように活動を規定し、あるいはそれらが変化しているのかを検討することが、受け入れ社会における統合政策と移民組織との関係を批判的にとらえるうえで重要となる。本稿では以上のような先行研究を踏まえたうえで、第 1 に移民組織固有の利害と出身国との政治的な関係、第 2 に受け入れ国の歴史的・政治社会的な文脈、第 3 に移民組織の相互関係の 3 つの点に注目し、内的あるいは外的環境の変化が移民組織の認識・活動目標の変化といかに連動しているのかを検討する。これによって「平行社会」論にみられる受け入れ社会とエスニック・コミュニティとの関係を批判的に考察することが可能となる。

トルコ系移民やムスリム移民に関する研究は、日本においてもこれまでに多くの研究蓄積がある。例えば近藤 (2007) はドイツにおけるムスリム移民組織の基本的性質を明らかにした。さらに内藤 (1996) や石川 (2012) はドイツの移民組織の実態を現地調査の結果をもとに分析している。これに対して本稿はドイツの政治的・社会的文脈 (ドイツの政治文化や移民統合に関するマクロな制度のあり方) の枠組みを前提としつつ、近年の市民的統合政策の論理と移民側の利害、さらには移民組織の相互関係がいかに交錯しているのかを検討し、移民組織を通じた移民統合の実態の一端を「承認の政治」という観点から明らかにする。

2. 移民の市民的統合

(1) 「非移民国」から移民国家へ

ブルーベイカー (William R. Brubaker) の歴史社会学的研究で指摘されてきたように、歴史的にみると、フランスの国家の構成員資格取得の原理が「シビック・ネーション」型であるのに対し、ドイツの原理は「エスニック・ネーション」型であるとされる (Brubaker 1992=2005)。フランスは国民統合の原理として自由・平等などの普遍的、市民的な価値を重視するが、ドイツの場合には国民統合や国籍取得の原理に出自や血統を重視する「エスニック・ネーション」としての特徴がよく表れているとされる。ドイツがこのような政治文化を有するために、連邦政府は「非移民国」的な政治的態度を堅持し続けてきた (Bade und Oltmer 2007)。そのため連

邦レベルでは、長年にわたって移民の統合は政策的に放置されてきた。

しかしながら1999年に血統主義にもとづく国籍法が改正され、2004年には移民法が成立し、ドイツは移民国の方向に政策の舵を切ることになった（Bade und Oltmer 2007; 近藤 2007）。さらに政府は従来の外国人統計のあり方を見直し、外国籍者とドイツに移住し帰化した人などを含む「移民の背景（Migrationshintergrund）」を有する人々というカテゴリーを導入した。移民は公式に定義され、連邦政府の政策対象として認知されるようになった²⁾。

こうした政策変化の中で強調されたのは普遍的な価値を共有するという市民的統合原則であった。市民的統合は、第1に移民が有する文化的・宗教的な特性を憲法規定の範囲内で保持することを認め、移民がドイツ国民に対して政治的、社会的、経済的に不利な扱いを受けることなく対等な関係にあることを目指す（CDU 2001）。第2に移民は自由で民主的な原則（法治国家の原則、人権の保持、自己決定、両性の平等、政教分離）を順守する（Bundesregierung 2007: 12-3, 24）。第3に移民のドイツ語の習得に加えて経済的に自立することを目指すというものだった（Bundestag Plenarprotokoll: 以下 BT-Plpr. 16/94: 9547）。

（2）市民的統合原則の有するパラドクス

市民的統合の原則は移民をドイツ国民と同等に処遇するという方針を包含しつつも、その原則はさまざまなパラドクスを抱えている。というのも市民的統合原則が飴と鞭の側面を包含しており、国家は統合原則に順応的な市民を養成しようとしている点に問題がみられるからである。

市民的統合政策においては、移民は統合原則を守る意思を問われ、こうした原則を順守できる移民を積極的に統合するとしている。つまり社会契約的に権利・義務を果たす合法的な移民が統合の対象となるとされる。これに対して市民的統合の原則を守れない者は排除される可能性があった。それは、ムスリム移民を統合の対象外とみなす論理が拡大する恐れがあることを意味していた。

ドイツを含む欧米諸国ではムスリム移民は強制結婚、名誉殺人、公的領域でのスカーフの着用などの事例により市民的、普遍的な価値を順守できない「危険な他者」とみなされることがあった。また移民第二世代などはイスラム過激派組織の影響により、非自由主義的、非民主的な思想・行動様式を身につけて過激化する恐れがあるとする見方も根強く存在した（昔農 2014）。ムスリムを本質化・自然化するロジックが用いられることで、ムスリム移民はドイツに統合することが困難だという結論に達するのである。ドイツ社会において予防拘禁的な観点から、ムスリム移民を管理し、取り締まるべきとする認識が存在することは、市民的統合政策が治安対策の一面を包含していることを意味する。後述するように、政府は移民組織にもムスリム移民が自由で民主的な市民的原則を順守するように強く求めている。

3. ドイツにおける移民組織の活動展開

(1) 移民組織の利害の変容

ドイツは第二次世界大戦後の高度経済成長の中で国内の労働力不足に直面し、1961 年にトルコ政府と外国人労働者募集協定を締結した。さらにトルコで政治紛争が頻発したことにより、難民流入数も増加した。彼らは出身国の政治的抑圧から逃れてドイツで闘争活動を実施した。トルコ系移民は家族を呼び寄せて定住することにより、出身国への政治的関心だけでなく、受け入れ国での社会・経済的権利や宗教・文化的権利獲得の問題に直面するようになった。

社会・経済的権利に関しては、近年まで連邦レベルで策定される公式の移民政策は存在しなかったが、自治体レベルでは教会や福祉団体が移民の社会・経済的な権利保障に関与してきた。他方で宗教・文化的権利の問題の代表例がモスク建設であった³⁾。ドイツには 1990 年代前半にはすでに 2600 ものモスクが存在していたが、当時のモスクの多くが敷地の裏庭、地下室、倉庫などを利用して作られた人目に付かない「裏庭のモスク」であった。もっとも次第に「裏庭のモスク」は礼拝施設としては手狭であると認識されるようになった。さらに移民は伝統様式を兼ね備えたモスクを建設して、ドイツに生まれ育った後継世代に伝統的モスクのありようを伝えていく必要があると考えた⁴⁾。

移民がドイツ社会に定住することで、移民組織は受け入れ国の統合に積極的に関わるようになった。移民組織は移民のドイツ語の習得、統合コースへの参加の促進に加えて、若年層の職業教育、雇用の支援活動、女性への相談・啓蒙活動、年配者に対する医療・介護相談などの社会活動を行った。さらには移民がドイツで生活する上で必要となる自治体、外国人局やそのほかの民間組織へのアクセスをサポートした。

また移民組織のうち、とりわけトルコ国内で民族的・宗教的マイノリティとして位置づけられるクルド人やアレヴィーの人々による移民組織のなかには、トルコの EU 加盟を移民の統合という観点から支持するものがあつた (Sezgin 2010 : 216-218)。移民組織が EU 加盟を支持する背景には、その加盟交渉の前提としてトルコが EU 側からトルコ国内の人権状況を改善することを強く求められることがあつた。これによりトルコの政治的抑圧状況が改善され、マイノリティ集団の人権状況の改善につながることになる。ただその改善は出身国におけるマイノリティ集団だけではなく、受け入れ国の移民の権利の問題にもつながる。仮にトルコの EU 加盟が実現すれば、EU 加盟国のドイツに居住しつつ、まだドイツ国籍を取得していない移民たちにも EU 市民としての恩恵がもたらされるからである。移民組織の出身国に関わる政治的な活動は、トルコにおけるマイノリティの人権改善という出身国での利害関係だけではなく、受け入れ国への統合という観点とも結びついている。

(2) ドイツにおける移民組織の社会的地位

上記のようにドイツでは市民的統合が実施されて以降、移民組織を活用して移民の統合を進めていこうとしている。もっとも移民組織は連邦政府や自治体と政策交渉にあたる公的パート

ナーとして位置づけられてこなかった。これは例えばドイツの隣国オランダとは大きく異なるものであった。オランダでは 1970 年代後半から国家レベルで多文化主義政策が策定され、移民組織に対しても独自の言語・文化・宗教の保持のために公的な助成が行われてきた。オランダでは移民組織は政府や自治体の公的な交渉相手として重要な役割を果たしてきた。これに対してドイツでは、移民組織は公的パートナーとして位置づけられないばかりか、移民という存在自体が公的に認められず、移民の権利保護はなおざりにされてきた。ドイツでは移民組織は国家や自治体と権利保障を求めて交渉を行う公式のチャンネルから事実上閉ざされてきた (Soysal 1994; Jonker 2005)。むしろ移民の権利保障については伝統的に他の社会団体の役割が重要であった。

ドイツでは福祉政治に関して福祉団体、教会、労働組合などの中間団体が介在する度合いが強く、福祉政策の形成が分権的である。同様に移民政策の形成に際してもさまざまな社会団体が関与する合意体制が築かれ、六大福祉団体が重要な役割を果たしてきた⁵⁾。こうした組織は連邦政府や自治体、与野党の有力政治家との太いパイプを有し、移民の権利保護のための交渉を行ってきた。とくに教会は憲法の規定により「公法上の社團 (Körperschaft des öffentlichen Rechts)」という法的地位を与えられていて、公教育において宗教教育を実施し、教会税という教会運営の財源を確保できるなどの権利を有している (昔農 2014 : 69)。

移民組織は公的な交渉のパートナーとして認められておらず、政党や労組との関係も断片的な傾向にある。そのため移民組織は教会の有する「公法上の社團」の地位を政府側に求めているものの、現在のところこの地位の獲得には至っていない⁶⁾。もっとも移民の公的な権利保障は実際には行われている。移民に対する権利保障は統合にとってどれだけ利益となるのか、ドイツ社会全体にとってどれだけ価値があるのかを重要な基準として実施されている側面がある。そうした事例として、以下ではドイツ西部ノルトライン・ヴェストファーレン州 (Nordrhein-Westfalen 以下 NRW) にあり、ルール工業地帯を代表する中規模都市のひとつであるデュースブルク市⁷⁾のモスク建設の問題を取り上げる。

(3) 地域再生プロジェクトとしてのモスク建設

デュースブルク市には、第二次世界大戦後の高度経済成長期に多くの外国人労働者が居住するようになった。とりわけ同市のマルクスロー地区の人口は、公式統計 1 万 8 千人であり、そのうち外国人人口の割合は約 36.5% であった。こうしたことからマルクスローはドイツ有数の移民集住地域であった⁸⁾。マルクスローに居住した移民は工業労働者として働く傍ら、炭鉱の食堂の建物を買い取り、そこを礼拝施設として使用した。その後、移民の間に大規模なモスク建設を望む声が高まるようになった。

他方で外国人労働者がドイツに定住した 1970 年代以降、先進国で産業構造の転換と基幹産業の衰退に伴い構造的不況が発生し、インナーシティ問題が生じた。デュースブルク市でも不況で基幹産業に従事する労働者の失業率、とくに移民の失業率が上昇し、購買力の低下と小売業

の衰退、空き家・空き店舗の増加が街区の衰退、空洞化を招いた。富裕層に属する住民は生活環境のより良い地域に移転し、同市は人口流出問題に直面した。

こうしたことから行政当局は移民を含めた形での総合的な地域再生を行う必要に迫られた。1985 年にマルクスローが地域再生街区として選定されて以降、同地区では老朽化した建物の再生、社会インフラの整備のほか、雇用の創出や社会参加の促進、住民の交流の推進が行われた。移民が多く居住する同地区では移民の文化的・宗教的権利の保障も都市再生という文脈の中で実施された。それゆえモスクの建設は移民の統合を前提として、移民側、デュースブルク市の委託を受けたデュースブルク市開発会社、地域住民・利害団体との 3 者間で話し合われた⁹⁾。2002 年にモスク建設のための協議会が設立された¹⁰⁾。話し合いの中ではモスクを宗教礼拝施設とするだけではなく、モスクのもとで異宗教・異文化間の出会いを促進し、移民組織が地域と協力しながら、移民のドイツ語の習得、職業教育を推進していくべきだとされた¹¹⁾。

モスク建設においてこうしたコンセプトが採用されたことにより、NRW 州政府の社会的都市プログラムと EU のアーバン・プログラムから建設のための公的助成金が投入された¹²⁾。これはモスク建設費用全体のうちの半分以上を占めるものであった。こうして 2008 年 10 月にモスクが完成するに至った¹³⁾ (Der Spiegel, 2008.10.26 ; 近藤 2009)。地域社会からはモスク建設によって地域社会の風景が一変し、ムスリム移民により圧倒されるのではないのかという懸念が出たために、モスク建設に際してはミナレットの高さやドームの大きさを近隣のキリスト教会の尖塔の高さの半分にするなどの配慮を行った。またモスクで何が行われているのかの地域住民の不安を少しでも軽減しようと、住民にも開かれたビストロやイスラム関係の書籍を有する図書館、セミナー施設も併設したほか、モスクに大きな窓をたくさん設けて、内部で何が行われているのかを外側からでも確認できるようにした¹⁴⁾¹⁵⁾。このようにモスク協会側は地域社会へ最大限の配慮をし、町の活性化や統合に寄与する点を強調した。こうしたことからモスク建設は EU やドイツ政府の公的支援の対象となった。

4. 市民的統合をめぐる政府・移民組織の相互関係

(1) 宗教施設トルコ・イスラム連盟

移民の受け入れ国での活動目標や活動内容は、移民の世代変容、地域社会の利害だけではなく、受け入れ国の統合政策の方針や移民組織の相互関係によっても規定されている。以下では、ドイツにある 2 つの移民組織を取り上げて、受け入れ国家と移民組織の関係と移民組織の相互関係を分析する。

3 節の (3) で検討の対象とした、マルクスローにおけるモスク建設プロジェクトの参加組織であるモスク協会は、正式名称は宗教施設トルコ・イスラム連盟デュースブルク・マルクスロー・ゲマインデ (DITIB Türkisch Islamische Gemeinde zu Duisburg- Marxloh e.V.) という¹⁶⁾。同協会が加盟している頂上組織は NRW 州のケルン市に所在する宗教施設トルコ・イスラム連盟 (DITIB) である。DITIB には同組織に加盟している 896 のモスク協会があり、会員数 11 万人

を擁するドイツ最大のトルコ系移民組織である（Kandel 2003）。同組織は実質的にはトルコ宗務庁の在外機関であるとされ、ドイツ在住のトルコ系移民の出身国への紐帯をつなぎとめるとともに、彼らが穏健なイスラムであることを保つための活動を実施することを目的として 1984 年に設立された機関である¹⁷⁾（Wunn 2007）。

トルコ政府は 1970 年代までは、ドイツにいたトルコ系移民に対して政治的関心を示さなかった。しかしながらトルコ系移民がドイツに定住するようになり、1970 年代以降、イスラム主義を重視するイスラム文化協会連盟やミッリー・ギョルシュ（Islamische Gemeinschaft Milli Görüş：以下 IGMG）がドイツで設立された。トルコ政府はトルコ系移民がイスラム主義組織に取り込まれて、イスラム主義化することに懸念を覚えた。それゆえ在外トルコ系移民を出身国トルコにつなぎとめて、トルコ民族の結束の強化し、移民が世俗主義的な態度を保持するために DITIB が設立された¹⁸⁾（Riexinger 2005; Wunn 2007: 30）。

ただ DITIB は、当初はドイツの移民の利害を代表するような目立った活動を行うことはなく、せいぜいのところ、ドイツにおいてムスリムの宗教教育がトルコ語で行われるべきであると主張するにとどまっていた（Wunn 2007: 33）。その後方針転換がはかられ、同組織はトルコ系移民の文化・習慣の保持を支援・推進することに加えて、移民のドイツ社会での統合促進と異宗教間での対話を積極的に推進した。こうした背景には、DITIB などの移民組織は出身国との政治的な関係から設立され、現在もそうした関係を持っているものの、出身国とのつながりが受け入れ社会の非統合に直結するものであると批判されるために、移民組織は出身国との関係を目立たないようにし、ドイツへの統合に協力的である姿勢を見せた方が得策であると判断したことがある¹⁹⁾（Sezgin 2010: 214; Rosenow 2010）。

移民組織は対外的にはドイツでの統合に積極的に取り組むことをアピールし、ドイツ社会での組織の正当性を確保しようとして、移民統合を組織の活動の重点項目として掲げる一方で、伝統的な祭りや宗教的な催し物を含んだモスクでの活動はトルコ語での会員向けの冊子において強調するという形を取らざるを得なかった。とくに 2001 年のアメリカでの同時多発テロ以降、ドイツでもムスリム移民に対する取り締まりが強化され、トルコ系移民に対しても厳しいまなざしが向けられるようになったために、移民組織は出身国との政治的な関係を目立たないようにすることに一層努めるようになった（Faist 2007）。受け入れ国の市民的統合の規範性が圧倒的に優位となる中で、移民は市民的統合という原則を内面化していることがわかる。

DITIB が政治的に穏健な立場であることを強調し、ドイツへの移民統合を積極的に進めようとしていることで、行政側は DITIB を統合政策上の担い手としてとらえるようになった²⁰⁾。DITIB に加盟するモスク協会は、それぞれが独立した登録団体（eingetragener Verein）として法的な認定を受けて活動をしており、その意思決定や幹部の選出も各協会の組織において行われるが²¹⁾、他方で DITIB の基本的な政治方針に強く影響を受けている（Rosenow 2010）。デュースブルクのモスク協会も、イスラムやトルコ・アイデンティティの保持、宗教教育の実践を重要視しつつも、ドイツの統合政策の基本指針を順守し、地域社会との対話を積極的に進め、移

民を地域社会に統合しようと行政と協力関係を模索している²²⁾ (DITIB Duisburg-Marxloh 2006; DITIB Bildungs- und Begegnungsstätte zu Duisburg-Marxloh 2010)。

(2) ミッリー・ギョルシュ

このような DITIB 側の対応に対して、先述したイスラム主義組織である IGMG は、同組織の一部がイスラム主義を唱えるネジメティン・エルバカン (Necmettin Erbakan) の政治的な影響を強く受けているとされる。エルバカン率いるトルコの福祉党は世俗主義的な政治からイスラム主義にもとづく神聖政治の復活を目指す改革を求めている。そのため治安機関であるドイツ憲法擁護局は IGMG を過激な思想を有する組織と判断しており、IGMG は監視・取り締まりの対象として位置づけられている。また IGMG が関わったベルリンでのモスクの建設計画では、行政側や地域住民と激しく対立し、訴訟にまで発展するなどモスクの建設は隘路に陥った (Jonker 2005)。

ただし IGMG もドイツ社会での組織の正当性を維持するために路線転換を余儀なくされているという部分もある。最近ではイスラム主義国家の建設というトルコ政治の変革の主張を控えるようになるになり、むしろ移民のドイツへの統合を積極的に主張するようになった。さらに IGMG は「グローバル・イスラム」という姿勢を重視するようになったともされる。IGMG はイスラエルのガザ進行を批判し、エジプトのシーシ政権のイスラム同胞団に対する非人道的行為、同国のムルシ元大統領に対する対応を批判する表明を頻繁に出している (IGMG Presseerklärungen, 2008.12.28; IGMG Presseerklärungen, 2015. 5.18)。またバングラデシュ、インドネシア、スリランカ、トルコ、イラン、パキスタンなどのムスリムの人口が多い世界各地域における災害援助活動の展開を強調している (Rosenow and Sezgin 2014)。IGMG はこうした活動を他のヨーロッパ支部とも連携しながら実施している²³⁾。こうした方針転換は、IGMG の担い手が第一世代から第二世代へと次第に移行するようになったことも関係している。

IGMG はドイツ政府だけではなく DITIB とも一定の距離をとる姿勢を見せている。例えば IGMG は近年ドイツで実施されるようになったドイツ語でのイスラム社会科の授業は、本来あるべき宗教団体の監修ではなく、国家の管理監督のもとに行われていて、宗教団体の教義や解釈に即していないという批判を展開している。さらに母語による宗教教育の補習授業の運営・中身については、ドイツのトルコ領事館の意向が強く働いており、教師はトルコ政府の方針に沿って授業を行う傾向があると批判していて、DITIB の姿勢にも批判的である²⁴⁾。

ドイツには多様なムスリム移民組織が存在し、それぞれがムスリム移民の会員を獲得することをめぐる競争し、ドイツ社会での組織の正当性を確保することに腐心している (Schiffauer 2007)。DITIB や IGMG もドイツ側からの非統合という批判を免れ、組織の正当性を確保することを模索している。同時に、移民組織は他の組織よりもドイツ社会において相対的に優位な立場を維持できるように競争している側面がみられる。

他方で、例えばドイツ政府がムスリム移民を治安対策の観点から「過激な集団」として評価

することに対しては、ムスリム組織は各組織の垣根を超えて結束して抗議を表明している。2006年バーデン・ヴュルテンベルク州政府がドイツ国籍取得を希望する者に対して実施する審査のための質問手引き書を作成したが（昔農 2014）、移民組織は国籍取得テストがムスリム移民を治安対策の脅威として位置づけるもので、ムスリムに対する差別を招くものだとして抗議を表明した。というのも国籍取得テストはムスリム移民をターゲットとし、テストはムスリムが非自由主義的であることを前提としたものだったからである。

DITIB や IGMG を含めた 16 のムスリム・トルコ系移民組織はこのテストがイスラムに対する偏見を再生産させ、個人の思想や信条の自由を侵害するものとして共同で抗議を表明し（IGMG Presseerklärungen, 2006.2.8）、結局このテストは撤回されることになった。移民組織は移民の統合と治安対策とを分離する必要性を主張し、「移民がドイツ社会にとっての不可欠な構成要素たる存在として尊重され、移民政策全体が移民側の代表者と共同で策定されることにより統合は成功に至るのだ」と指摘した（IGMG Presseerklärungen, 2006.2.8）。移民組織はムスリム移民が非自由主義的であるという前提に立った統合のあり方を批判しているのである。また移民組織は、政府の進める統合が実質的には移民のドイツ社会への文化的な同一化を図ろうとする同化（assimilation）の側面があり、移民の平等な社会参加の理念も空疎なものとなる点に懸念を表明し、それとは異なる統合のあり方を求めている（DITIB Pressemeldung, 2008.1.2）。このように移民統合はマジョリティ社会の側のペースで行われているものの、移民組織は単に統合原則に馴染ませられているだけではなく、支配的な言説に対する異議申し立てを実施し、マジョリティ社会が進めている統合のあり方を問いなおそうとしているのである。

5. おわりに

本稿の検討から、エスニック・コミュニティや移民組織が受け入れ国の統合に寄与するの可否かという議論はあまり有益ではないのがわかる。移民組織の活動はドイツの政治文化や移民統合に関するマクロな制度などの政治社会構造の中で規定されつつ、政府の政策方針、移民組織の相互関係、出身国との政治的なつながりにより重層的に影響される。

とりわけ受け入れ国において市民的統合の方針が重要になる中で、移民組織は統合への貢献度に応じてその活動が評価される。移民組織は決して移民の非統合をもたらすものとして一律に排除されているわけではない。もっともムスリム移民の組織は治安対策の観点から宗教的に過激な集団だとの批判や、潜在的に「テロリスト」を生み出す集団というマジョリティ社会の不当なまなざしの中で、差別的な扱いを受ける可能性を有している（昔農 2014）。市民的統合に積極的に関与しない、あるいはその障害となるとみなされる組織は排除される可能性を有している点も無視できない。

受け入れ社会における移民の文化的・宗教的権利の保障や法的地位の確立などの諸権利獲得をめぐる一連の動きは、チャールズ・テイラー（Charles Taylor）が論じるような「承認の政治（the politics of recognition）」として理解できるものであろう（Taylor 1994=1996）。社会的に劣

位な立場に立たされている人々は、社会的に尊厳をもった生を送ることが困難であったり、平等に扱われるという経験を享受し得ない状況にしばしば陥る。そうした社会的に不当な扱いを受けるがゆえに、諸権利の獲得と政治的承認への要求を行う運動を展開するのである。トルコ系の移民組織は受け入れ社会における従属的な地位から脱し、政治的・社会的にマジョリティ社会と対等な関係性を確立しようと模索している。

しかしながらこうした承認の政治において、ドイツ政府は移民の社会的地位の上昇を目指す政治的活動に対してさまざまな対抗策を提示し、マジョリティ国民の優位性を維持する政治を展開しようとする。ドイツ政府は移民組織に対して市民的統合の原則を忠実に順守すべきであると主張し、移民組織を治安対策上「過激な集団」として位置づけ、それからの脱却を要求する。このような移民組織に対する統合原則順守の要求は、移民を政策の客体から主体へと転化するどころか、逆の方向性を生み出すことにつながりかねないものとなる。というのもこのような承認のあり方は、マジョリティ社会によるマイノリティの従属的な地位への封じ込めであり、マジョリティ社会による移民組織に対する一方的なステレオタイプの理解でしかないからである。それはテイラーが論じるような、マジョリティ社会による「歪められた承認 (misrecognition)」となる (Taylor 1994=1996)。

テイラーによれば、他者からの承認の不在、あるいは歪められた承認は、マイノリティの人々に対する不名誉な表象を内面化させ、文化的にも、社会・経済的にも不平等性をもたらすものであると論じている (Taylor 1994=1996: 38-39)。「歪められた承認」は移民とマジョリティ社会との対等な関係性の中で、移民が承認されるというよりも、むしろ移民の排除と抑圧に転化しうるものとなる。移民組織はこのような歪められた承認を回避するために治安対策の言説に各組織の垣根を超えて抗議を示し、「過激集団」というステレオタイプな見方を拒絶している。また IGMG のように「過激派集団」ではなく、人権を重視する活動を展開している集団である点を強調するなど、マジョリティ社会の言説を相対化する対抗的な戦略をとる。これによりドイツのマジョリティ社会の側の政治的言説の影響力が圧倒的に大きいものの、移民はマジョリティ社会からの移民に対する評価や価値づけの内面化を相対化しようとしている。

このように移民組織は承認の政治において、単にマジョリティ社会の要求に沿って、受け入れ社会の政策方針を忠実に順守する、受動的なアクターとなっているわけではない。市民的統合の原則の内面化の影響を受けつつも、移民組織は他の組織との競合関係の中で、戦略的に自己の主体性を得ようとする。

本稿では移民組織の活動が政治文化や政治社会構造という枠組みの中で、またマジョリティ社会や他の移民組織との関係性の中でいかに規定されているのかを検討してきた。ただ市民的統合と移民組織との関係性の分析は、DITIB と IGMG を比較したうえでしかできておらず、さらなる検討が必要となる。また各州自治体や地域社会によって移民組織との関係は異なることから、他の地域との比較検討も必要となるだろう。こうした点に関しては紙幅の都合により改めて論じることにはしたい。

【註】

- 1) この例証としてしばしば挙げられるのが、ベルリン・リュトリ基幹学校でトルコ人生徒たちが教師に暴力をふるっていたという問題や、ドイツにおける移民の生徒の学力が国際的な標準からかなり低いレベルにあるということが示された OECD による国際的な生徒の学力調査である PISA の結果であった。
- 2) 移民の背景を有する人々とは、1949 年以降に今日のドイツ連邦共和国に移住した全ての人、ドイツに出生した全ての外国人、少なくとも一方の親が移住したか、もしくは外国人としてドイツで出生した、ドイツ人としてドイツで出生している全ての人を指している。移民の背景を有する人々は 2010 年時点で 1570 万人（全人口の約 19%）にものぼる。
- 3) 近年ドイツでは大規模なモスクの建設が急増し、モスク建設論争はドイツ社会を揺さぶる政治的・社会的に主要な論争点として持ち上がってきている（近藤 2009）。1980 年代まではモスク建設をめぐるムスリムの側と近隣住民との間で生じる諍いの内容はモスクが出す騒音、駐車場不足、交通渋滞といった日常生活において発生する問題であり、イスラム教徒の宗教的、文化的な権利を公的領域においてどこまで認めるのかという論争では必ずしもなかった（Leggewie, Joost und Rech 2002: 814-815）。
- 4) DITIB Merkez Moschee の職員への聞き取りより。2011 年 10 月 6 日実施。
- 5) 六大福祉団体は、カトリック教会系の福祉団体であるドイツ・カリタス連盟、福音主義教会系のドイツ・ディアコニー、ドイツ同権福祉連盟、労働者福祉団、ドイツ赤十字、ドイツ・ユダヤ人中央福祉センターである。
- 6) 移民組織を国家・政府の公的な交渉のパートナーとするための取り組みの一環として、近年、ムスリム調整評議会（Koordinationsrat der Muslime）が設立された。こうした組織の活動を通じて、ムスリム移民の権利の承認を目指す動きもみられる。ただし現状では、同組織を通じて移民の統合を促進しようとする国家の側の思惑と、キリスト教会と並ぶ法的団体としての公認を求める移民組織側の思惑との間にはずれが生じており、組織の今後は定かではない。
- 7) デュースブルク市は NRW 州のルール地域の西部に位置し、人口約 49 万人を擁する。同市は歴史的に製鉄・重化学工業などの基幹産業が発展してきたことに加えて、ヨーロッパ最大の内港があることから、ルール工業地帯を代表する工業港湾都市として知られてきた。
- 8) マルクスローに居住する移民人口の割合は、ドイツ国籍取得者も含めると 5 割を超えると見積もられる。また外国人居住人口のおよそ 7 割はトルコ人であるなど、同地区はトルコ系移民の集住地域である。同地区に居住するトルコ系移民はドイツ有数の鉄鋼会社であるテュッセン社（現在のテュッセン・クルップ社）などで基幹産業の労働者として働いた。
- 9) このモスク協会が地域社会との対話を重視したのは以下の教訓があった。すなわち 1995 年にデュースブルク市ラール（Laar）地区でモスクの建設計画が浮上したが、これに対してキリスト教会の牧師らはモスク建設に強硬に反対し、そのための署名活動を行うなど地域社会で大きなコンフリクトが生じた（tageszeitung, 2008.10.25）。モスク協会はこの教訓からドイツ社会との対話を重視する必要性を痛感し

た。

- 10) 他方でモスク建設と上記コンセプトにもとづいた地域活動を実践していくために、モスク協会とは別に「DITIB 出会いの場 (DITIB-Begegnungsstätte)」という組織が設立され、同組織は、後述する DITIB、モスク協会との合意にもとづいて活動を行うようになった (DITIB Duisburg-Marxloh 2006: 2-3)。同プロジェクトでは「教育ならびに出会いの場としてのモスク (Die Moschee mit einer Bildungs- und Begegnungsstätte)」というコンセプトが採用された。
- 11) マルクスロー地区では、トルコ系企業の誘致を通じて地域の活性化を行おうとしている。例えば同地区では一時的な雇用の創出が行われ、婚礼衣装等の店舗がジュエリーショップを含め 40 店舗ほどある。もっともマルクスローにおいて行われてきた都市再生プロジェクトが、實際上地域の活性化にどれだけ貢献しているかどうかは批判的に検証される必要があるだろう。この点については山本 (2010) も参照されたい。
- 12) NRW 州の社会的都市プログラムのホームページより
(http://www.soziale-stadt.nrw.de/stadtteile_projekte/projekte/marxloh_bbstaette.php, 2011 年 8 月 4 日アクセス)。モスクは、イスラム組織への寄付金などによって得られた建設資金 400 万ユーロと、NRW 州政府ならびに EU 構造基金により拠出された 300 万ユーロの助成金により建設された。
- 13) モスクの規模は建物全体の広さが 1120 平方メートル、ミナレットの高さは 34 メートル、ドームの高さは 23 メートルである (DITIB Duisburg-Marxloh 2006: 4-5)。
- 14) DITIB Merkez Moschee の職員への聞き取りより。2011 年 10 月 6 日実施。
- 15) そのためにモスクの無料のガイドツアーも実施している。例えば 2010 年度では申し込みが必要なモスク見学ガイドツアーに 543 のグループ、およそ 16393 人が参加し、それ以外にも 138 のガイドツアーに 2760 人が参加した (DITIB Bildungs- und Begegnungsstätte zu Duisburg-Marxloh 2010: 5)。
- 16) 同協会は 1984 年に設立され、会員数は 900 人超を数える。
- 17) トルコ宗務庁はドイツの DITIB モスクにイマームを 4 年間公務員として派遣しており、DITIB の代表ならびにイマームに対して給与を支払う。DITIB の代表は同時にドイツのトルコ大使館の宗教部門の大使館参事官でもあり、同参事官は 2 年ごとに選出される (Rosenow 2010: 175)。このようにして宗務庁の政治的な影響力が DITIB に浸透すると言われる。
- 18) イスラム文化協会連盟は 1973 年に、ミッリー・ギョルシュは 1976 年に設立された。
- 19) こうしたことからドイツ国内では DITIB の活動はトルコ政府の内政干渉だとの批判にさらされることがある。そのために DITIB はトルコ政府との関係を否定、あるいは控え目にするようにし、後述するようにドイツへの統合を強調している。
- 20) この点に関しては近藤 (2009) も参照されたい。
- 21) ただし DITIB に加盟するモスク協会も、地域ごとに利害や見解の相違がみられ、モスク協会の一般的な性格を論じることとはできないとされる (Riexinger 2005)。
- 22) こうした活動は、行政や地域の教会、カリタスなどの社会福祉団体、その他の NGO 組織やトルコ人のエスニック企業組合などの移民組織と協力して行われている (DITIB Duisburg-Marxloh 2006; DITIB

Bildungs- und Begegnungsstätte zu Duisburg-Marxloh 2010)。

- 23) IGMG はヨーロッパに 30 もの支部を持っていて、そのうちの 15 はドイツにある。会員数は約 9 万人とされる。ドイツのほかにも、オランダ、ベルギー、フランス、スイス、オーストリア、イギリス、スペイン、イタリア、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーなどに地域組織を有する (IGMG 2009)。
- 24) <http://www.igmg.org/muslime-amp-recht/islamischer-religionsunterricht.html> (2015 年 6 月 17 日アクセス)

【文献】

- Bade, Klaus J. und Jochen Oltmer. 2007. “Mitteleuropa. Deutschland.” Klaus J. Bade, Pieter C.Emmer, Leo Lucassen und Jochen Oltmer Hrsg., *Enzyklopädie: Migration in Europa. Vom 17. Jahrhundert bis zur Gegenwart*. München: Wilhelm Fink. 141-70.
- Brubaker, Rogers. 1992. *Citizenship and Nationhood in France and Germany*. Cambridge: Harvard University Press.
(=2005. 佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション——国籍形成の比較歴史社会学』明石書店.)
- Bundesregierung. 2007. *Der Nationale Integrationsplan: Neue Wege- Neue Chancen*. Baden-Baden: Koelblin-Fortuna-Druck.
- Bürgerbewegung pro Köln. 2007. Nein zu den Kölner Groß-Moscheen!
(<http://archiv.pro-koeln.org/stamm/moscheebau.htm>, 13.10.2011) .
- CDU Bundestagsfraktion. 2001. *Zuwanderung steuern und begrenzen. Integration fördern*.
(www.cdu.de/doc/pdfc/070601_zuwanderung_steuern.pdf, 10.07.2010)
- DITIB Duisburg-Marxloh. 2006. *Neubau Moschee mit Begegnungsstätte in Duisburg-Marxloh Info-Heft*. Duisburg.
- DITIB Bildungs- und Begegnungsstätte zu Duisburg-Marxloh. 2010. *Jahresdokumentation 2010*. Duisburg.
- Elwert, Georg. 1982. “Probleme der Ausländerintegration. Gesellschaftliche Integration durch Binnenintegration.” *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*. 34.
- Esser, Hartmut. 1986. “Ethnische Kolonien: Binnenintegration oder gesellschaftliche Isolation.” Hoffmeyer-Zlotnik (Hg.) *Segregation und Integration. Die Situation von Arbeitsmigranten im Aufnahmeland*. Mannheim: Forschung, Raum und Gesellschaft.
- . 2009. “Pluralisierung oder Assimilation? Effekte der multiplen Inklusion auf die Integration von Migranten.” *Zeitschrift für Soziologie*. 38(5).
- Hüttermann, Jörg. 2007. “Konflikt um islamische Symbole in Deutschland: Asymmetrien der Konfliktkommunikation.” Monika Wohlrab-Sahr und Levent Tezcan (Hg.) *Konfliktfeld Islam in Europa*. Nomos. 201-220.
- 石川真作. 2012. 『ドイツ在住トルコ系移民の文化と地域社会——社会的統合に関する文化人類学的研究』立教大学出版会.
- Islamische Gemeinschaft Milli Görüs e.V. (IGMG). 2009. *Selbstdarstellung*. Kerpen: IGMG.
- Jonker, Gerdien. 2005. “The Mevlana Mosque in Berlin-Kreuzberg: An Unsolved Conflict.” *Journal of Ethnic and*

- Migration Studies*. 31(6): 1067-1081.
- 近藤潤三. 2007. 『移民国家としてのドイツ——統合と平行社会のゆくえ』 木鐸社.
- . 2009. 「現代ドイツのモスク建設をめぐる紛争——ケルンにおける政治過程」『社会科学論集』 47: 97-138.
- Leggewie, Claus. Angela Joost und Stefan Rech. 2002. “Nützliche Moscheekonflikte? Lackmustest auf praktische Religionsfreiheit.” *Blätter für deutsche und internationale Politik*. 7: 812-821.
- Ludger, Pries. 2010. “(Grenzüberschreitende) Migrantenorganisationen als Gegenstand der sozialwissenschaftlichen Forschung: Klassische Problemstellungen und neuere Forschungsbefunde.” Ludger Pries und Zeynep Sezgin (Hg.) *Jenseits von "Identität oder Integration": Grenzen überspannende Migrantenorganisationen*. Wiesbaden: VS Verlag. 15-60.
- 内藤正典, 1996, 『アッラーのヨーロッパ——移民とイスラム復興』 東京大学出版会.
- Pfahl-Traughber, Armin. 2001. “Islamismus in der Bundesrepublik Deutschland: Ursachen, Organisation, Gefahrenpotenzial.” *Aus Politik und Zeitgeschichte*. 51:43-53.
- Riexinger, Martin. 2005. *Die DITIB eine deutsch-türkische Institution - Historische Erläuterungen zu ihrer Entstehung*.
- Rosenow, Kerstin. 2010. “Von der Konsolidierung zur Erneuerung – Eine organisationssoziologische Analyse der Türkisch Islamischen Union der Anstalt für Religion e.V. (DITIB).” Ludger Pries und Zeynep Sezgin (Hg.) *Jenseits von "Identität oder Integration": Grenzen überspannende Migrantenorganisationen*. Wiesbaden: VS Verlag. 169-200.
- Rosenow, Kerstin and Zeynep Sezgin. 2014. “Islamic Migrant Organizations: Little-Studied Actors in Humanitarian Action.” *International Migration Review*. 48(2): 324–353.
- Sammet, Kornelia. 2007. “Religion oder Kultur? Positionierungen zum Islam in Gruppendiskussionen über Moscheebauten.” Monika Wohlrab-Sahr und Levent Tezcan (Hg.) *Konfliktfeld Islam in Europa*. Nomos. 179-198.
- Schiffauer, Werner. 2007. “From exile to diaspora: the development of transnational Islam in Europe.” Al-Azmah, A. and E. Fokas (eds). *Islam in Europe, Diversity, Identity and Influence*. Cambridge: Cambridge University Press. 68-95.
- 昔農英明. 2014. 『「移民国家ドイツ」の難民庇護政策』 慶應義塾大学出版会.
- Sezgin, Zeynep. 2010. “Türkische Migrantenorganisationen in Deutschland -Zwischen Mitgliederinteressen und institutioneller Umwelt.” Ludger Pries und Zeynep Sezgin (Hg.) *Jenseits von "Identität oder Integration": Grenzen überspannende Migrantenorganisationen*. Wiesbaden: VS Verlag. 201-232.
- Soysal, Yasemin N. 1994. *Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe*. Chicago: University of Chicago.
- Taylor, Charles. “The Politics of Recognition.” Amy Gutmann ed. 1994. *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*. Princeton University Press (=1996. 佐々木毅・辻康夫・向山恭一訳『マルチカルチャリ

ズム』岩波書店.)

Wunn, Inna. 2007. *Muslimische Gruppierungen in Deutschland*. Stuttgart: Kohlhammer.

山本健児. 2010. 「EU による都市政策 "URBAN Community Initiative" の実態——デュースブルク市マルクスロー地区の事例」 『経済志林』 77(4):47-105.

(せきのう ひであき 明治大学)